財熊県Ｐ教第２６号

平成２８年５月２０日

各学校　校　　　長　　　　様

　　　　ＰＴＡ会長　　　　様

　　　　ＰＴＡ共済担当者　様

（財）熊本県ＰＴＡ教育振興財団

　理事長　曽　我　邦　彦

（公印省略）

**熊本県ＰＴＡ共済　平成２８年熊本地震に対する**

**特別措置について（お知らせ）**

　日頃より、児童生徒、保護者、ＰＴＡ会員の皆様の教育活動中の事故防止及び安全対策にご配慮いただき感謝申し上げます。

　また、この度の熊本地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

　さて、各学校・単位ＰＴＡにおかれましては、熊本地震発生によりＰＴＡ総会が予定通り開けない、ＰＴＡ会員数の把握ができないなど多方面にわたって支障が生じていることと存じます。

　つきましては、地震発生に対する特別措置として、平成２８年度に限り、共済掛金の納入方法などを下記のとおり変更いたしますので、各会員に周知いただくとともに、事務手続き等をお進めいただきますようお願いいたします。

記

１　共済掛金の免除について

　　①熊本地震により自宅の建物が全壊・大規模半壊・半壊の罹災証明書（以

下証明書とする）を所持する家庭は、平成28年度共済掛金を免除とする。

証明書については単位ＰＴＡあるいは学校で確認されていれば提出の必

要はないが当該児童生徒の名簿の提出が必要となる。

　　②証明書を所持する家庭の割合が全体の約1割以上である場合は、単位ＰＴＡ加入者全員の掛金を免除する。

その場合は、単位ＰＴＡから別紙様式７「共済掛金免除申請書」により

　　　加入予定者の被災状況をお知らせいただく。

　２　共済加入手続きについて

　　①被災者が多く事務手続きの遂行が困難である単位ＰＴＡにおいては、6月30日であった掛金・契約申込書の提出期限を9月30日まで可とする。（掛金は１年分）

②平成２７年度末の共済契約予定申込を済ませた単位ＰＴＡについては、

共済期間を平成２８年度１年間とする。

③共済契約予定申込を済ませていない単位ＰＴＡについては規定通りの

扱いとする。

　３　事故報告、共済金給付請求について

①平成２７年度末までに発生した事故については、これまでの規定通りと

する。

②平成２８年度に発生した事故については、事故報告のみを規定通り受け

付ける。

平成２８年度に発生した事故の共済金給付請求は、加入手続きが完了し

た後に手続きできるものとする。

４　児童生徒等の転出入について

　　①証明書を所持する家庭の児童生徒とその保護者が県内の学校へ転出する場合は、転出先での加入に際して掛金を免除とする。（この加入者については児童生徒等の名簿の提出が必要である。）

　　②一時的に県内の学校に体験入学として避難している加入予定者（児童生徒等とその保護者）については、加入手続き（申し込み、掛金納入）、事故報告等の手続きは、元の在籍校の単位ＰＴＡで行うものとする。当該児童生徒等およびその保護者が証明書を所持する家庭である場合は、掛金は免除されるが名簿の提出を要する。

　　③証明書を所持する家庭の児童生徒とその保護者の県外への転出、体験入学については、転出等の前日までおよび熊本県内への復帰日以後を共済の対象とし、掛金は免除される。転出の場合、転出日以降はすべて共済の対象外となる。

④一時的に県外の学校へ体験入学している証明書を所持する児童生徒等と

その保護者（共済加入者に限る）については、県外への転出の前日まで

および復帰日以後の事故を共済の対象とするが、県外にあっても学校管

理下の事故は共済の対象とする。